

從前、鑄工部に於て工務、田針線部に於て工務、石部に於て工務、  
始末に備へて之等況を金くさくさとして認め、之等協定として  
不適化と認め。

二、労働手当。

此の部は去年の如く毎一年一ヵ月を以てして

四、労働手当の増減等。

労働手当の増減等は毎半年に一回行ふこと。

臨時に必要の場合には臨時に増減を許すこと。

但し、臨時に増減する場合は二十四時間以内のこと。

五、労働手当の支給設備の件。

労働手当の支給は、現行の如く、之等に於ては、  
の支給は、工務と同様に毎々行ふこと。

六、金銭付付の認可の件。

石段部に金銭付付の認可を設け、衛生設備の完全を以  
て認めらる。

七、飯休の一時間とする事。

健康上の飯休の一時間は、断然一時間とする事。

八、時計に關する件。

備付の時計は正確を期せられ、有之場合各部に時計を  
備付、且、備付後に十分向の余裕を許されらる。

九、休日に関する件。

毎日の曜休日とされらる。

十、水義習行便の件。

水義習行便の場合は、協定、駐守の場合は一日分